

東京都カーボンプレジットマーケット普及啓発事業

募 集 要 領

1. 事業目的

東京都では、2050年にCO2実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内の中小企業等の脱炭素化に向けた様々な取組を進めています。中小企業等が脱炭素化を進めるに当たっては、省エネ設備の導入等による自社の温室効果ガスの排出量を削減する取組に加え、カーボンプレジット（※）の活用も効果的です。そこで、東京都では、本年3月、国内外のカーボンプレジットを容易に取引できる独自のシステム「東京都カーボンプレジットマーケット」（以下、「都マーケット」という。）の運用を開始しました。

「東京都カーボンプレジットマーケット普及啓発事業」（以下、「本事業」という。）では、都内中小企業等を対象に、CO2排出量の可視化や、カーボンプレジット取引推進ナビゲーター（以下、「ナビゲーター」という。）による削減目標の策定等の支援を提供し、カーボンプレジットの活用を含む脱炭素経営の普及を目指します。

※カーボンプレジットとは、省エネルギー設備の導入や森林管理の取組などによるCO2の排出削減量や吸収量を、第三者機関による検証等を経て、企業等の間で取引できるよう認証したものです。

2. 応募要件

（1）本事業の目的を理解し主体的に脱炭素化に取り組む意思を有すること。

（2）次の①～⑦のいずれかに該当する東京都内に主たる事業所を有する中小企業等（個人事業主を除く）であること。

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

業種	資本金及び従業員
a.製造業、建設業、運輸業、その他の業種（b.c.dを除く）	3億円以下または300人以下
b.卸売業	1億円以下または100人以下
c.サービス業	5,000万円以下または100人以下
d.小売業	5,000万円以下または50人以下

② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する協業組合

③ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する企業組合

④ 学校法人

⑤ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

⑥ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

⑦ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

（3）次のア～キを全て満たすこと。

ア その事業活動に関し、法令等に違反する事実がないこと。

イ 日本国内において税金の滞納をしていないこと。

ウ 日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。

オ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。

カ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断される業態を営んでいないこと。

- キ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排 条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- ク 会社再生法に係る更生手続の申立てや民事再生法に係る再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ケ 都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- コ 過去の業務その他の事情において、東京都が支援するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

3. 募集期間

2025 年 11 月 20 日（木）から 2026 年 2 月 28 日（土）まで

4. 申込方法

下記申込フォームより必要事項を入力の上、お申し込みください。

<https://forms.office.com/e/k1KxyrEf31>

5. 事業概要

本事業では、中小企業等に対し以下の支援を無料で実施します。なお、各支援はすべての申込者に一律で提供されるものではなく、運営事務局から申込者の脱炭素化への取組状況や支援希望内容等をヒアリングした上で、適切と判断された支援を実施します。

（１）CO₂可視化ツールの提供

- ・お申込みから 2026 年 3 月末までの期間において、Scope 1 ,Scope2 までの算定に係る CO₂可視化ツールを利用いただけます（CO₂可視化ツール内におけるチャットサポート等のサービスも含む）。
- ・ご利用いただけるツールは 1 社 1 ツールのみとなります。

（２）CO₂可視化ツール操作説明会

（３）ナビゲーターによる支援

- ・算定結果と取引先要請内容に基づく削減目標の設定支援
- ・削減対策事例の紹介
- ・各種補助金の紹介
- ・カーボンプレジット活用事例の紹介
- ・カーボンプレジット活用による各種法令等への対応検討
- ・カーボンプレジット活用による企業価値向上策の検討

（４）都マーケットに関する情報提供・ご案内

6. 留意事項

（１）申込企業が以下に該当する場合、対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

- ・上記 2 の応募要件を満たしていない場合
- ・申込内容に不備がある場合
- ・申込に際し虚偽の情報を記載し、その他都及び運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合

（２）申込や支援の実施にあたりご提供いただく個人情報を含む情報等は、別途定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います。

（３）本事業で提供する支援は無料です。ただし、事業終了後に CO₂可視化ツールを継続される場合は、有償での対応

となりますので、ご了承ください。

- (4) ご記入頂いたご連絡先宛てに、東京都から本事業に関する周知や中小企業関連施策についてのご案内等のご連絡をさせていただく場合があります。
- (5) 本事業に関するトラブルなどのご相談については、運営事務局までご連絡ください。なお、本事業の CO₂可視化ツール固有のサービスに関する事項については、ツール運営事業者が定める規約に準じます。

7. 問合せ先

本事業に関するお問合せは、以下運営事務局までお願いいたします。

東京都カーボンプレジットマーケット普及啓発事業運営事務局

TEL:03-4550-0931（平日 10:00～17:00）

メール：ade.jp.carbon-market@jp.adecco.com

URL：<https://try.offset.now.metro.tokyo.lg.jp>

※本事業は東京都より委託を受け、アデコ株式会社が運営しています。